

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程  
平成24年10月11日午前10時00分  
郡山市大槻町北公民会館

開議 午前9時58分

出席委員

委員長	渡辺英博	副委員長	安藤正純
1番	早川恒久	2番	遠藤一善
3番	宇佐神幸一	4番	渡辺光夫
5番	山本育男	6番	高野泰
7番	黒沢英男	8番	高橋実
9番	渡辺三男	10番	塚野芳美
11番	三瓶一郎		

欠席委員 (なし)

説明のための出席者

参事生活環境課長兼	緑川富男
生活環境課主幹兼課長補佐	渡辺弘道
参事兼総務課長	滝沢一美
総務課主幹兼課長補佐	菅野利行
産業振興課長兼農業委員会事務局長	三瓶保重

職務のための出席者

議長	宮本	皓	一
事務局長	角	政	實
事務局庶務係長	原	田	仁

説明のため出席したもの

常務執行役員 福島原子力 被災者支援対策 本部副本部長兼 原子力・立地 本部副本部長	石崎芳行
執行役員 立地地域部長	伊藤眞一
福島原子力 被災者支援対策 本部福島地域 支援室室長	林孝之
福島原子力 被災者支援対策 本部福島地域 支援室副室長	林幹夫
福島原子力 被災者支援対策 本部福島地域 支援室副室長	武井澄男
福島第一安定化 センター土木部 土木第二グループ マネージャー	堀内友雅
原子力・立地本部 土木・建築設備 グループ課長	中原和彦
福島原子力 被災者支援対策 本部福島原子力 補償相談室 郡山補償相談 センター所長	塚田隆雄

福島原子力  
被災者支援対策  
本部福島原子力  
補償相談室  
郡山補償相談  
センター部長

中 村 剛

## 付議事件

1. 東京電力（株）福島第一原子力発電所事故に関する事項について
  - (1) 地下水流入対策について
  - (2) 営業損害における減価償却費の扱いについて
  - (3) その他
2. その他

開 会 (午前 9時58分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、ただいまより原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。

出席委員は13名、全員であります。町執行部からの出席者は、総務課長、生活環境課長、同主幹、産業振興課長ほか原子力事故対策及び賠償対策担当係長であります。また、本日は説明のため東京電力から石崎常務執行役員を初め、担当者の皆さんにおいでいただいております。職務のための出席者は、議長、議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は非公開で進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、そのように決します。

早速付議事件に入りますが、まず東京電力（株）石崎常務執行役員よりご挨拶をいただき、その後本日説明のためにおいでいただきました皆さんに簡単に自己紹介をいただきたいと思います。

なお、委員の皆さんに申し上げます。東京電力（株）からの出席者は、お手元に配付した名簿のとおりでありますので、ごらんいただきたく思います。

それでは、石崎常務執行役員、お願ひいたします。

石崎常務。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） おはようございます。東京電力の石崎でございます。

まずは、1年半を超えて今なお皆様方にご迷惑をおかけしていること、改めまして心からおわび申し上げます。申しわけございません。きょうは、こういうお時間をいただきまして本当にありがとうございます。ご質問いただいたことに対してきょうこれからご説明をさせていただきますけれども、大人数で参りまして大変失礼をいたしますけれども、できるだけ丁寧にこの場でお答えできるようにという思いでやってまいりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、もう一つ、私ども大事な責務であります賠償の問題でございますけれ

ども、これも人をふやす等で一生懸命やっているつもりではありますけれども、いろいろまだまだ足りない点多々ありますご迷惑をおかけしていること、これもあわせて心からおわび申し上げます。ただ、これからいろいろ財物の賠償等が始まりますので、また皆様方の個別のご事情をしっかりお伺いして、できる限り早くお支払いできるようにこれからも努めてまいりますので、またいろいろご指導を賜りたいと思います。

そういう中で、賠償の担当者が今回秋の異動で大幅にかわりまして、それも皆様方には大変ご不快な思いや失礼な思いをさせてしまっているのではないかと思いますけれども、これもいろいろ事情がありまして、その辺は何とぞご勘弁いただいて、これからもしっかり引き継ぎをやって賠償業務に滞りがないようにこれからも努力をいたしますので、どうぞご指導よろしくお願ひいたします。

では、きょう限られた時間ではございますけれども、早速一人一人の自己紹介の後ご説明をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） では、自己紹介。

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（塚田隆雄君） 皆さんおはようございます。このたびの異動で、10月1日付の異動で前任の郡山補償相談センター所長平井の後任で参りました塚田でございます。一生懸命勉強して、きっちり向き合って対応させていただきたいというふうに思っております。ぜひよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） おはようございます。福島地域支援室副室長で技術担当をやっております林幹夫と申します。きょうの地下水バイパスのご説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○執行役員立地地域部長（伊藤眞一君） おはようございます。立地地域部長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター部長

(中村 剛君) おはようございます。郡山補償相談センター一般総括グループマネージャーをしております中村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○福島第一安定化センター土木部土木第二グループマネージャー（堀内友雅君）

おはようございます。福島第一安定化センター土木部土木第二グループマネージャーをしております堀内と申します。本日どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室室長（林 孝之君） おはようございます。私、福島市内に事務所を置きます福島地域支援室で室長をやっております林と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。いろいろご迷惑かけます。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（武井澄男君） おはようございます。同じく福島地域支援室副室長をやっております武井と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○原子力・立地本部土木・建築設備グループ課長（中原和彦君） 原子力・立地本部土木・建築設備グループの中原と申します。本日よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） はい。以上ですか。ありがとうございました。

それでは、付議事件1、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故に関する事項について、（1）、地下水流入対策についての件を議題といたします。

福島地域支援室、林副室長より説明を求めます。

林副室長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 林でございます。それでは、お手元の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

A4の横開き、左側に開いていっていただく資料でございますが、先般9月4日の特別委員会の場ではご説明が不十分でございまして、本当に申しわけございません。きょうは補足の資料で説明をさせていただきます。まず、開いていただきます

とシート1、右下にシート番号がございますが、シート1がございます。9月4日の日にはこのシート1枚でこの地下水バイパスについてご説明をさせていただきましたが、内容が不十分でございましたので、以下シート2以降でご説明のほうを補足させていただきます。

早速ですが、シート2をごらんいただきたいと思います。この地下水バイパスのコンセプトということでございます。建物の中に流入してくる地下水を抑制するために、この地下水バイパスということを計画してございます。左側が現状でございまして、右側が計画している内容でございます。左側、まず左側のほうからでございますが、地下水は主に透水層、地層の透水層を山側から海側に向かって流れでございます。海に向かう過程で地下水の一部が建屋内に流入しているというのが現状でございます。これが建屋内の滞留水の増加につながっております。1日当たり約400立米という地下水の流入がございます。この建屋内への地下水流入抑制のためサブドレンという、もともと建物の周りにございます井戸、サブドレンと呼んでおりますが、これの復旧をする必要がございますが、この復旧とあわせて地下水バイパスということを進めてまいる予定でございます。

右側の提案のほうになりますけれども、地下水のバイパスということで山側に揚水井戸を掘りまして、それを、地下水水位を下げるというものでございます。詳細もう少し別の資料でご説明いたします。山側から流れてきた地下水を建屋の上流で揚水し、地下水の流動を変更するというのが地下水バイパスでございます。地下水バイパスによりまして建屋周辺、主に山側の地下水位を低下させまして、建屋内への流入量を抑制するというものでございます。もともとございますサブドレンにつきましては、引き続き復旧作業のほうは継続してまいります。

シートめくっていただきますと、シート3がございます。地下水バイパスの全体スケジュールでございますけれども、工程表でございます。左側の項目、まず地下水の事前の地下水水質確認、それから詳細設計等は済んでございます。そして、モニタリング、それからタンク設置、地下水バイパス設置工事ということで、この24年度10月より作業に着手してございまして、工程表の10月のところをごらんいただきたいと思いますが、モニタリングの部分、モニタリングの項目にございます追加サ

ブドレン、新設観測孔、ここについては別の資料でご説明いたします。現在は揚水井戸を設置する場所の伐採作業を実施中でございまして、11月からパイロット揚水井、そして本格的な揚水井戸の設置という作業に移ってまいります。

続きまして、シート4ごらんいただきたいと思います。上空からの航空写真でございますが、揚水井戸の設置状況についてここで概要をご説明いたします。地図の写真の中にございますピンク色の揚水井戸設置場所ということで、ピンク色の丸が12個ございます。これ35メートル、海拔35メートルの高台でございまして、ここからのり面で下に海拔10メートル板につながっているところでございます。その高台の海側に12ヵ所の井戸を掘ります。この写真の中の緑色の線は、これをくみ上げた水を輸送するルートでございまして、一時貯留タンクと赤いマークがついてございますけれども、赤い枠の中、ここに貯留タンクを3基設置する予定でございます。水質を確認し、問題ない状況でございましたら水色の配管ルートで放水をするという計画でございます。

続きまして、次のシート5をごらんいただきたいと思います。先日9月4日のご説明ではこの縦断面というものがございませんで、説明が不十分でございましたので、このようなものをご用意させていただきました。縦断面図ではございますけれども、縮尺を少し縦を長目に描いてございます。右上の写真の赤い破線、ここがこの断面の部分でございまして、1号機と2号機の間をこの下の断面図で記させていただいてございます。左端、OPプラス35というのは、海拔35メートルということでございます。ここに揚水井戸を設置する計画でございます。井戸の深さは、海拔のプラス3メートルから7メートル程度を予定してございます。原子炉建屋、タービン建屋というのが真ん中にグレーの、塗りつぶしてございますけれども、この建物の中、海拔3メートルのところに滞留水の水位を今コントロールしておりますけれども、これよりも高い水位で、かつできるだけ低く下げるということでございまして、緑色の地上の部分に青い点線で記してございますのが現在の地下水位というものでございまして、高台に揚水井戸を設置して水をくみ上げることで青い実線の水位にコントロールしようというのが今回のこの計画でございまして、原子炉側の山側の現状の水位、海拔7メートルから8メートル、これを4メートルから5メー

トルに下げたいと思っております。同じくタービン側の海側、これは現在4メートルから5メートルですが、海拔3メートルで建物の滞留水の水位よりも高目にということでコントロールしております。この水位の調整が非常に難しいということでございまして、もう少し補足させていただきたいと思います。

次のシート6をお願いいたします。まず、揚水井戸の設置に先立ちまして、この2カ所先行してパイロット揚水井というものを掘ります。左下の図の赤く赤丸で追記しておるもののがパイロット揚水井の設置予定場所でございます。まず、井戸を掘りましてくみ上げ試験をやります。このくみ上げ状態をまず確認するというのがパイロット揚水井での確認事項でございまして、井戸のくみ上げ水の水質あるいは揚水量、くみ上げ量の確認をいたします。2つございますので、片側からもう片方にくみ上げた水を移すということでございます。

続きまして、段階的に確認しながら進めてまいりますが、シート7をお願いいたします。くみ上げ状況が所定のくみ上げ状況であるかどうかということをしっかりと確認しながら、段階的にこれを進めてまいる予定でございまして、図の、真ん中の図でございますけれども、黄色く井戸の絵がございますが、その真ん中、観測孔とございます。これを掘る予定でございます。右側の黄色い柱はサブドレンというのもともとある、建物周りにございます井戸でございます。地下水バイパスの実施に当たりましては、このように段階的に水位を低下させることといたしまして、地下水位の経過状況、それから水質などをモニタリングしながら、建屋内の滞留水が建屋外に漏れ出さないように慎重な水位管理を実施していきます。モニタリングに当たりましては、原子炉建屋山側のサブドレンを活用するとともに、原子炉建屋と揚水井戸の間に観測孔を新設するということでございます。

続きまして、シート8をお願いいたします。このくみ上げ状態の観測ということで、この図の中、高台のほうに12カ所の赤四角、赤い四角12カ所の井戸を掘る予定の場所でございます。これに加えまして、黄色い二重丸、黄色く塗りつぶしている赤い二重丸がございますが、これが先ほど申し上げました観測孔を掘る場所でございます。海拔10メートル板の山側の縁ということで、ここで観測をしたいというふうに考えてございまして、3カ所掘る予定でございます。現状もともと既設でござ

います建物周りの井戸、サブドレンというものは青い丸で記載させていただいておりますけれども、井戸の数そのものはもっと多いのですけれども、現在この水位等を観測している井戸はこの青丸の位置でございます。さらに追加で、赤丸の井戸を追加で設置する予定でございまして、2号機の原子炉建屋の山側、それから4号機の原子炉建屋のやはり同じく山側に追加のサブドレンを設置する予定でございます。これらの観測水位を十分に確認しながら、この井戸の効果というものを確認して進めてまいりたいということでございます。

なお、補足でございますが、次のシート、シート9から3枚、この浸透流の解析に基づく地下水位の想定水位というものをお示しさせていただいてございます。まず、シート9は現状の状態ということで、1号機から4号機の山側、建物の山側につきましては8メートルから9メートルという水位でございます。海側につきましては、4メートルから5メートルというところでございます。

シート10が地下水バイパスを稼働させた場合の水位ということで、これも解析でございますが、このように水位を下げて地下水の流入量を抑えたいということで検討しているものでございます。

以上、地下水バイパスに関する追加のご説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、11ページの資料ですので、ページを追って審議したいと思います。

1ページ、2ページ、ご意見ございませんか。ないですか。

2番委員。

○2番（遠藤一善君） 済みません、この透水層のところの幅なのですけれども、後ろのやつを見ると結構のメートル数があるのですけれども、今現状で入ってきているところ、建物のどこから入ってきてているかは確認はされていないのだと思うのですけれども、それもあって少しずつ下げていくということなのでしょうけれども、結構高いところで漏れているところが出てきてしまったときには、3メートルのところでやっていると言って、上から水入れると入ってくるのでオーシャン……もっとわかりやすいページに行ってから話したほうがいいですね。

〔「全体で質問したほうが」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） あつ、そうですか。わかりました。

それでは、全体で一括で委員の皆さん質問を受けたいと思いますので、よろしくお願ひします。

2番委員。

○2番（遠藤一善君） 済みません、5ページなのですけれども、水面からプラス3メートルのところの赤い点線のところで今建屋内の水位を調整しているというか、そこに今水位があるということなのですけれども、点線のところからだんだんだんだん下げてくる中で、この下げるところまでの間で水が漏れていらないというのを確認されているのかどうかということをちょっとお聞きしたいのですけれども。

それから、1号機、2号機、3号機の状況によって若干違うのかもしれないのですけれども、井戸を掘ったときにその井戸から抜く場所でその1号機に行く水、2号機に行く水、3号機に行く水というのが管理できるのかという。もし管理できないのだとすれば、一番高いところに亀裂があって水が漏れているところの水位でとめないと逆に中の水が外に出てきてしまうと思うのですけれども、その辺はどういうふうなシミュレーションしているのか、ちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 林副室長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） ご質問ありがとうございます。

まず、建物の中の滞留水の水位、これプラス3メートルということでございますが、これを超えることのないように水処理をまずやってございます。事故の後4月、昨年の4月、5月ぐらいはこれが、建物の中の滞留水が4メートルを超えたしました。そうしますと、一番海側、海拔4メートルの敷地に海水、冷却水ポンプが設置してございますけれども、ここと同じぐらいのレベルになりまして、それを超えたことによって海に滞留水が漏れてしまいました。この現在管理しているレベルは、その海に漏れるレベルに対して1メートルの余裕を持っているということでございまして、このプラス3メートルでキープするということは技術的にも可能だと思っております。地下水位を下げていくことによりまして、高いところの流入箇所から建物

への流入がおさまっていきますが、それが滞留水のレベルよりも高い限りは滞留水が逆流するということはございません。したがいまして、このプラス3メートルという管理目標、ここを下回らなければ逆流はしないというふうに考えてございますので、ご心配の点につきましては高いところからだんだん地下水が流入している部分、下がっていくとその分流入がおさまるというふうに考えてございます。

あと1号機、2号機、3号機のその区別ができるかということに関しましては、コントロールは難しいと思います。全体で管理していくことになると思います。よろしいでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） 今言ったのは、3メートルより下に下がるということではなくて、5ページの現在の水位の点線と最終的に目標のブルーの実線のこの間のところから建屋の中に流入している亀裂はないのかということです。それが1号機、2号機、3号機でその高さは全部確認されているのですかということです。

○委員長（渡辺英博君） 林副室長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 大変失礼しました。

その間での流入箇所もあるというふうに考えてございますが、具体的に確認ができるわけではございませんので、明確にはお答えできないところでございますが、この青い破線と実線の間にも地下水の流入箇所はあるものというふうに考えてございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） そうすると、建屋の中に水がどういうふうに落ちていっているのわからないのですけれども、直接、下にこれしかたまらないというのと、あと圧力容器の中にも水は入れているのですよね。そうすると空間があるわけで、その空間のところは水がただ落ちていっているだけなのかというのがあるのですけれども、水を入れているときに上には高い水とか、そういうのはないのですか。というのは、なくなってしまったら、上から落ちてくる水が例えばあったらそこしみ込んで逆流するというふうに考えるのですけれども、下にたまっている水しかないと

いうことであれば、当然上は空間ですから、しみるほうが多くなると思うのですけれども、逆流はないと思うのですけれども、その亀裂から、建物の中の水は基本的に外に行く状態にはなっていないということなのですか。

○委員長（渡辺英博君） 林副室長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 大変失礼しました。ご質問の意味を理解しておりませんでした。

建物の中の高レベルの排水、これが建物の高いところからこぼれているということはございませんで、原子炉の圧力容器、それと格納容器の中に注水をしてございますので、その亀裂の入った部分、主にそれは地下のレベルだと思いますけれども、そちらで原子炉に注水したお水が漏れ出ていて、建物のその外枠のところで高いレベルから水が噴き出して壁にかかっているとか、そういうようなことはございません。格納容器の中からしみ出しているというような状況でございますので、滯留水が建物の中、高いレベルに存在すると、建物の外枠においてですね、外枠の内側において高いレベルで噴き出してかかっているとか水位が高いところにあるとかということではございません。

〔「じゃ、済みません。もう一つ」と言う人あり〕

○2番（遠藤一善君） 今ので建物は亀裂はどんどん、どんどん確認していくことになるのだと思うのですけれども、今心配していたのはある程度の高いところでとめなければいけなくなってしまったときに、結局水量が下げられないなんていう状況が可能性があるのではないかというふうに思ったことと、あとこの後ろ、海側のポイントは下がらないように書いてあるのですけれども、こんなにうまく……ごめんなさい。水位の高いほうだけが低くなって、水平にしていくというのならわかるのですけれども、うまく、下の出口は変えずにうまく斜めに水の水位を確保できるのかというのが非常にあるのですけれども。今止水板というのは、この海側につけている前回あった止水板というのは、この浸透水層のところまで止水板を落としているわけですよね。だから、そんなに向こうも下がってしまったら、海の水が今度逆流するということはない。止水板で全部とめられるとは思えないのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 林副室長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 海側につきましても、下がり過ぎというのは非常に悪いわけで、下がり過ぎてはいけませんので、ご指摘のとおりその辺がうまくコントロールできるかというところが重要でございまして、シート8にございますように青い丸でお示ししております海側につきましても水位の観測をしっかりとやって、海側が下がり過ぎないということは大原則でございますので、そのところは確認しながらやってまいります。

あと海側の遮水壁につきましては、これが遮水するということで、そうすると余計に抜けるということではございませんので、逆にこの海側の地下水位は保たれるという方向になるというふうに考えてございます。

いずれにしましても、水位の下げ過ぎによって外に高濃度の滞留水が漏れ出ないということが最重要でございますので、これについてこのモニタリングをしっかりとしながら、水位の状況を確認しながら進めてまいります。

○委員長（渡辺英博君） いいですか。

[「いいです」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

9番委員。

○9番（渡辺三男君） 全体的にはですが、1日400立米当たりが流入しているということはかなりの水だと思うのですが、ページ追いますとサブドレン、事故前のサブドレン何カ所か設置してありますので、事故前は全く建屋の中に流入水はなかったと思うのですが、今回の地震の事象なのか、爆発の事象なのかでそれだけ流入する箇所ができたという考え方でいいのですね。

そうしますと、前からあったサブドレンなのですが、事故後今までずっと機能はしていたのか、していなかったのかと、あとは当然水位を3メートル保つということで中と外の水位を同じく保って、外の水も中に入らない、中の水も外に出ないという方式をとるのだと思うのですが、電力さんの技術では今可能だと思うのですが、その辺で建屋の中で1メートルの余剰を持ちたいということで、今現在は3メートルまで下がっているのです。下がっているのですよね、先ほどの報告では。その400立

米からの水を今までかなり毎日のようにくみ上げていたわけでしょうけれども、その水が今現在どうなっているのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 林副室長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） まず、サブドレンの機能でございますが、事故後ずっと停止してございます。くみ上げをしたいということでございまして、順次そのサブドレンに雨水等が浸入して、井戸の中の水が事故の後汚れてしまいました。これをくみ上げたり、浄化したりして水をきれいにして、このサブドレンがまた使えるようにということで準備を進めております。事故の後はずっと機能しておりませんということでございまして。

あとこの建物の亀裂の原因でございますが、地震によるものなのかあるいは爆発によるものなのかということは明確にはまだ確認できておりません。まずはサブドレンがとまつたことによって地下水位が上がったということで、地下水位が上がったことが原因だというふうに考えておりますが、その地震と爆発の影響については確認ができません。地下水位が上がったことによりまして、建物と建物の間をつなぐ例えば配管ですとか電線ですとか、そういったものが建物を貫通しておる場所がございますが、その貫通部分の建物とのすき間がございますので、そこに…そこから地下水が流入しているのではないかというふうに考えておりますが。という状況でございます。地震と爆発による影響については、まだ確認はできていないうことでございます。

あと流入水、1日400トンということでどんどんふえていくわけでございますが、これを毎日処理をして建物の滞留水3メートルにキープするということはどんどん、どんどん処理水がふえてくるということでございますが、これについては貯蔵ということでタンクを追加して設置したり、さらにはその処理水の水質をよりきれいにということで進めているところでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） わかりました。

あと一つ、このサブドレンなのですが、固体廃棄物ですか、この辺にこれ集中しているのですよね。何でこうやって集中していたのか。1号機から4号機までは割

かし少ないのでですよね、これ。ないのですよね。本来であれば、今回考えているくみ上げ井戸とかを逆にもっと建屋の近くに持つていったほうが効果的にはいいのかなと思うのですが、やっぱり津波とか、そういう部分を考えて上に持つていくのか。建屋つくるときに掘削範囲に入っている部分を持っていけば一番いいのかなと思うのですが、この上に持つていった理由は何かあるのですか。

○委員長（渡辺英博君） 林副室長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 大変失礼しました。

このシート8の青い丸でございますが、現在水位を観測しているサブドレンピットということでございまして、既存のサブドレンにつきましてはもっと多数ございまして、各建物の最低四隅にはございますし、海側のタービン建屋というところではその間にも、中間にも設置したりしてございまして、例えば1号機、2号機の建物周りにはもう三十数カ所、3号、4号も同様の数がございます。これらのうち現状その水位が観測できるものということでこの青丸を示させていただきました。もともとは建物周りの井戸を掘って地下水がたまらないようにしているというのがサブドレンでございますので、ご指摘いただいたとおり多数ございました。ということでございます。ちょっと説明が不足しております申しわけございませんでした。

〔「上に持つていったという。今回掘るやつ」と

言う人あり〕

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 失礼しました。

今回、その上と申しますのは海側という意味で。

〔「いや、西側」と言う人あり〕

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 西側の山の高台という意味でよろしいですか。

〔「はい、そうです」と言う人あり〕

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 高台のところに井戸を掘るということで、例えばその10メートル板に近づいたところで井戸

を掘ると直接的なその影響がありそうです。下がり過ぎだとか、そういったようなことも心配されますので、少し距離を置いて、しかも高台にたくさん水が蓄えられておりますので、そちらを掘ったほうが効果的だろうということで、この高台35メートルのところに井戸を掘るという計画でございます。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 1番委員。

○1番（早川恒久君） この地下水のくみ上げが12カ所あるということで、これを一時貯留タンクに一旦ここでためて、ここで水質検査をして海に流すということ、4ページのここに書いてあるのですけれども、この地下水が万が一汚染されていた場合はこのタンクからどのように処理するのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 林副室長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） くみ上げた地下水が汚染している場合は、放水はできないということになります。現状は、もし汚染してしまった場合は水処理をしなければいけないと思いますが、現状そのような設備を準備しているわけではございません。汚染してしまった場合には、この井戸掘りというのをとめるというのが直接的な対応になると思いますけれども、その後汚染した水の処理ということにまた対策を立てることになると思います。

○委員長（渡辺英博君） 1番委員。

○1番（早川恒久君） そうしますと、もし汚染していた場合は、この計画はなくなってしまうということなのですか。

それから、この一時貯留タンクというのは、1日400立米ってちょっとどのぐらいかわからないのですけれども、相当の量が出ていると思うのですけれども、どのぐらいの大きさのタンクなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○福島第一安定化センター土木部土木第二グループマネージャー（堀内友雅君）  
土木を担当している堀内でございます。

山側の地下水につきましては、3月、5月、6月ということでくみ上げる近くのところで水をサンプリングいたしまして水質の確認をしております。非常にきれいだということを現状確認してございます。地下水の流れが山から海へ向かっているということですので、現状のところをくみ上げたとしても地下水が、汚れた地下水が上がってくるということは現在考えてございません。そういうことを念頭に今設備の設計をしているところ、計画しているところでございます。

そして、水の量なのですけれども、先ほどの400トンというものは現在平均的に建物の中に入っている量でございます。地下水バイパスが全て稼働いたしますと、現在の計算での見積もりですけれども、1日1,000トンぐらい井戸でくみ上がるのではないかというふうに想定しております。さらに申し上げますと、稼働の初期段階は地下水をどんどん下げていく必要がありますので、最大1日当たり2,000トンぐらいくみ上がるのではないかというふうに考えております。それに対しまして貯留タンクの量ですけれども、先ほどの林のほうから3基という話がありましたが、ちょっと訂正させていただきたいのですが、現状1,000トンタンクを9基、合計9,000トン分計画してございます。9,000トンを3つに分けまして、3,000トンずつに分けまして、最大2,000に対して3,000トンの余裕を持った形で、1日目その3,000トン分のところに2,000トンぐらい上げて、水質の分析をもう一日かけてやりまして、そしてきれいなことを確認して3日目に放水するというようなのを3日サイクルで行うことにしておりまして、それで3セット用意して毎日稼働させていきたいというふうな計画でございます。

〔「はい、了解しました」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君）　いいですか。そのほかございませんか。ないですか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君）　今は、この地下水の話ちょっと関連させてもらいたいのですけれども、2号機の格納容器内の冷却水の水位が底から60センチにすぎないということで、汚染水が建屋内に漏れているのではないかというのが二、三日前の報道あったのですが、この汚染水、2号機の汚染水について説明できる方いたらちょっと説明してください。

○委員長（渡辺英博君） 林副室長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） ご質問の意味をちょっと確認させていただきたいと思いまして、2号機の汚染水、その2号機に、原子炉に注水している冷却水が建物の中に漏れているということでございましょうか。

○副委員長（安藤正純君） 2号機、冷却水を中に入れていますよね。入れているのだけれども、それがたまっていっていないと、底から60センチしかないと、だからこの格納容器から建屋外に漏れていると、そういう報道が二、三日前あるのです。これについて、その汚染水が外に漏れていることについて説明してくださいということなのです。

○委員長（渡辺英博君） 林副室長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 大変失礼しました。

この原子炉に注水している冷却水が建物の内部に漏れている、原子炉圧力容器、それから格納容器と、その外側に格納容器ございます、格納容器の一番下のコンクリートのレベルから60センチのところに水位があるというのは、2号機においては確認できています。それ以上たまらないということは、それより下のところに格納容器の漏えい箇所があるということでございます。そこから原子炉建物の中にその注水したお水が漏れ出ます。これが建物の滞留水でございまして、この原子炉建屋の滞留水がさらに隣のタービンの建物のほうに流出していくということで、建物の内部に注水した水がたまっているという状況はずつと事故後継続して起こっていることでございまして、新たにその外に冷却水、滞留水が漏れているということではございませんで、建物の中で食いとめているということができております。2号機につきましては、格納容器の中の水位が60センチということで確認できておりまして、つい昨日も1号機につきまして内視鏡のカメラを入れましてその水位の確認というのをやっておりますが、2号機よりも高いレベルということでございました。2号機によらず、1号機、2号機、3号機、原子炉の注水したお水は建物の中に漏れているという状況は変わりません。原子炉に注水したものが格納容器に漏れ、

格納容器に注水したものが格納容器の漏えい箇所から原子炉の建物に漏れるという状況は続いております。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 今、林さんの説明では建物の中にたまっているという説明なのですけれども、新聞の報道は建屋内に漏れているというふうに出ております。漏れているのではないかというふうに出ております。

〔「建屋外」と言う人あり〕

○副委員長（安藤正純君） 建屋外。

○委員長（渡辺英博君） 林副室長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 建屋の外側に漏れているということではございません。建物の内部でございます。

建物の外に漏れるということがないようにしなければいけないというのがこの地下水バイパスのご説明でもさせていただいたとおりでございまして、地下水の水位のほうが高い状態でございますので、圧力は建物の外側から内側にということで圧力がかかっておりますので、建物の中に地下水が入ることはございますが、建物の外に滯留水が漏れるということはございません。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 私の質問は、地下水ではなくて汚染水が建物の外に出てるというふうに、こう新聞に書かれているものだから、質問させてもらったのですけれども、汚染水が外に出てるということはないですか。

○委員長（渡辺英博君） 林副室長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 汚染水が建物の外に出てるということは確認できておりません。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

9番委員。

○9番（渡辺三男君） 先ほど1番委員さんの質問の中で、例えば井戸からくみ上げた水が汚染されているとすればこの計画は中止なのですかという質問しましたよね。その答えなかったものですから。

サンプリング調査した結果では汚染されていないと。ただ、実際工事完了してくみ上げ始まって例えば汚染していたとすれば、それなりの設備をつけて汚染水を除去してそのまんま継続して進むんだろうと思うのですが、汚染されていないということを言つていきましたので、その辺どうなのですか。していた場合に。

○委員長（渡辺英博君） 堀内GM。

○福島第一安定化センター土木部土木第二グループマネージャー（堀内友雅君） 説明が足らずに申しわけありませんでした。

先ほど林からもあったとおりでございまして、まず汚染が確認された場合には井戸のくみ上げをまず停止します。汚染が確認された水の放出は行わないこととします。汚染の程度ですか汚染の経路とかをちょっと調べてみないと、また……要するに現在の状態ですと水の処理はできるのかもわかりませんが、処理した水を放水するということについては現段階でご了解いただいていないことでございますので、処理した水、処理しないと出せないような水であるならば、現状のご理解のもとでは稼働を再開することは難しいというふうに考えてございます。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

2番委員。

○2番（遠藤一善君） さっき水位の話が出たので、ちょっと確認、数値の確認をしたいのですけれども、まず2号機のその下のコンクリートのところから60センチというのは、このオーシャンポイントのプラス・マイ・ゼロのこの3メートルというふうになっているのですけれども、だから基準がオーシャンポイントなので、オーシャンポイントから幾つのところが60センチで、1号機のその今何か水が確認されている2メートルとか3メートルとかあるというのはオーシャンポイントから幾つの線なのか、基準が違うので、どこに水位があるのかわからないので、ちょっとそれを示してください。

○委員長（渡辺英博君） 林副室長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 資料不足で申しわけございません。

OPというのは、オナハマポイントなのでございますが、海拔でございます。お

およそで申しわけございませんが、格納容器の底部のコンクリートの部分の海拔は約6メートルぐらいでございます。その6メートルに対して60センチのところに2号機はございました。3号機につきましては、3メートル弱、2.8メートルのところに水面があるというふうに、1号機についてはですね、確認できてございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） もう一回、端的にお願ひします。

では、もう基準、オナハマポイントからプラス幾つというふうになるのですか。

〔「格納容器」と言う人あり〕

○2番（遠藤一善君） 違います。2号機の60センチ。

○委員長（渡辺英博君） 林副室長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 格納容器底部が約6メートルでございますので、6メートルプラス60センチということでございます。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

2番委員。

○2番（遠藤一善君） 根本的に前提が崩れてきてしまったのですけれども、赤い線のところに水位を保っているというのがプラス3メートルですよね。このプラス3メートルよりも3メートル上に今建屋の中の水位があるのですよね。

○委員長（渡辺英博君） 林副室長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 6メートルプラス60センチと申し上げましたのは、格納容器の中の注水したお水の水位でございます。これが格納容器の破損箇所から建物の中に流出してございまして、その流出した結果、建物の中の滞留水は約3メートルという状況でございます。器が何重にもございますので、内側の器は6メートルプラス60センチです。さらに、その外側の器は約3メートルで抑えているということでございます。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。そのほかございませんか。

議長。

○議長（宮本皓一君） お聞きしたいことがあるのです。

これ今回のバイパス工事のこととはちょっと違うのですが、現在第一原子力発電所の中の汚染水というのがどの程度あるのか、月にどのくらいずつふえていくのか、その辺を教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 林副室長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 現在のたまっている発電所内にございますたまつた水、それとあと処理してタンクに蓄えている水、合計すると20万立米をちょっと超えるところまでございます。

[「月にどのくらいずつふえるの」と言う人あり]

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） ごめんなさい。大変失礼しました。

日当たり400立米というのは地下水が入ってくる、これが増分でございますので、その日数分になります。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

[「はい、了解です」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） なければ質疑を終了いたします。

次に、（2）、営業損害における減価償却費の扱いについての件を議題といたします。

郡山補償相談センター、塚田所長より説明を求めます。

塚田所長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（塚田隆雄君） 塚田でございます。9月の4日に開催をされました本特別委員会におきまして、塚野議員のご質問ございました。そのご質問に対して別途ご回答差し上げるということで申し上げておりました営業損害における減価償却費の扱いについてということでご回答を申し上げたいというふうに思います。

資料につきましては、お手元にA4の縦書きのものが1枚、それからイメージ図ということで横書きのものが1枚、ご用意をさせていただいております。まず、A

4縦書きのほうの資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思いますけれども、これまで減価償却費でございますけれども、営業損害における逸失利益ということで含めまして賠償をさせていただいておりました。このたび中間指針第2次追補が出まして、その中で建物を含む償却資産については本件事故発生時点の財物価格、要はその時点の残存価格をベースにいたしまして、減価償却費相当費を含む本件事故発生時点から避難解除までの間、それまでの間の価値の減少分、これをお支払いをすると、させていただくと、こういうスキームに変更になっております。

今の説明はちょっとおわかりづらいかもわかりませんので、A4横書きの別紙というこの資料ごらんをいただきたいと思いますけれども、これがトラクターを事例に引っ張ってございますが、左側のところ、着色がないトラクターの事例というところで、これが事故時点の価値ということで100万円の残存価格があるトラクターがあったと、こういうことで想定をしてございます。それにつきまして、下の段階で横軸のところで営業損害の賠償、それから財物賠償というふうに書いておりますけれども、赤色のところに対比するように残存価格100万円のトラクターがあって、これが23年の3月から24年の5月いっぱいまで、こちらについての減価償却費相当分を営業損害の逸失利益として下のグラフの赤い営業損害の賠償期間の中でお支払いをさせていただいたと、こういうことでございます。これにつきまして、追補を踏まえて見直し後の取り扱いでございますけれども、下のブルーの横グラフになりますけれども、今後は財物賠償というスキームの中で今まで営業損害の逸失利益として含めてお支払いをさせていただいたものを財物賠償のスキームの中で今後24年の6月以降お支払いをさせていただく、つまり3.11の段階で残存価格100万円のもの、これまで営業損害の賠償ということで30万円分お支払いをさせていただいた、今後については残る70万円分について財物賠償のスキームの中でお支払いをさせていただくと、こういうことでございます。

恐縮でございます。もとの文字のほうの資料に戻っていただきて、こういった形でありますと賠償のお支払いをさせていただくところが営業損害でもお支払いをする、それから財物賠償でもお支払いをするということになると重複する部分が出てまいりますので、この重複する部分を避けるためにというその意味合いもございま

して、これまで営業損害の賠償にということでお支払いをさせていただいた減価償却費の分は控除をさせていただく、そのかわりに財物賠償のほうでこれまでどおり対応をさせていただくと、こういうことでございます。

雑駁な説明でございますけれども、以上ご説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

10番委員。

○10番（塚野芳美君） 前回たまたま私のほうから質問した経緯がありますので、一番最初に質問させていただきますけれども、これ2つ考え方分けなくてはいけないと思いますよね。これは、たまたま農機具のことを示していますけれども、農機具の場合償却済みというか、税法上ですね、その方は実際この23年の3月から24年の5月までの間に請求していないのですよね。その後の、ですから事故時点の価値といつてもこれわからないわけですけれども、実際には。誰も計算していないし、それからみんな自分の農機具チェックしていないから。この分は、大方の農家はJAのほうに頼んで、今JAが東電さんとのほうと恐らく交渉しているはずなのです。なかなか何かその見通しが立たないという状況だというふうにJAのほうからは聞いていますけれども。ですから、その辺がどうもちょっと不明確であると。

それから、建物の場合ですよね、営業用の建物。住まいではなくて。その場合に、償却、これと同じ考え方で恐らく理由づけするのでしょうかけれども、相談室のほうに私が何回か伺って聞いたときには、事情を勘案したから、前は払っていたのだと、今後はそうではなくて財物の賠償のほうに含むのだと、そういう説明であって、今の説明とは若干違うのですけれども、事情があったから、見てきた、考慮したのだという言い方ではないのですね、これからすると。今の説明からすると。そこがまず1点相違点です。

それと、若干というか、関連しないのですけれども、同じように今回東電さんのほうがいろんな理由をつけていろんな手法をとってくるのですけれども、例えば今度の一時帰宅だってそうですよね。変更しましたってそちらで勝手に変えているだ

けで、今度の一時帰宅なんかも、担当違うかもしませんけれども、単にキロ22円の計算。22円で車走れますかということを言いたいですけれども。そのように常にあなたたちはこういう計算方式で、毎回その請求書の用紙が変わってくるのですよね。あげくの果てに、ちょっと嫌なこと言いますけれども、私がたまたま、私自身も含めて相談受けた人の話の中で、代表請求していたと。今回ちょっといろんな考え方がありまして、個別請求しようとしたら家族の了解を得たかというようなこと言うのですけれども、基本は各個人が請求すべきものを便宜上そういう選択肢があるからということで代表請求していたものを家族の了解は得たかという、そういう言い方も私は納得できないのですけれども。

今後、ですからちょっとこの話とは今若干それましたけれども、そのように東電さんのほうは常に自分のほうで変えてしまうのですよね。なおかつ、これはどういういきさつでなったかわからない、1つだけ改善されたように思えるのは、今回のあれと関係ないかもしれませんけれども、去年の12月以降に発生したものに対しても相応の因果関係があれば請求できますよということに一步前進しましたけれども、そのお知らせが行ったのは今までに生命、財産の損害を請求していた人だけなのです。その後請求していなかった、もしくは請求しても却下された人にはそのお知らせが行っていないから、わからないのです。それは、ある意味私は不公平だと思うのですけれども。ですから、私に問い合わせあった人には今後はこういうことあれですよと何人か連絡しましたけれども、知らない人がいると思うのです。

それから、その手法に対しても、第4回目以前のものは追加請求できませんという説明をする担当者がいるのですよね。ちょっと待てと。5回目の請求なら見てくれと。そしたら、手元に資料がないとかね。そういう実態があるのです。私は、たまたまある程度若干いろんなところから少しばかり情報入っているから、いや、そうではないだろうと言いますけれども、言えない人がほとんどだと思うのです。ですから、私は何でも、あれもこれもくれではないのです。そういうルールが決まったときにはそれを皆さんに周知して、公平にしてほしいのです。

ですから、この件もそうなのです。繰り返しになってしまいますが、若干ね。これ、ですから償却済んでいた、要は古い農機具を持っていた人は請求してい

ません。自分、個人であっても、JAを通して請求しても、していないのです。ですから、この辺は、ではどうなるのかということもちょっとこの資料の中では読み切れないし、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君）　塙田所長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（塙田隆雄君）　幾つかご指摘がございました。

まず、最初のJAさんのほうに請求をしている、その分の処理が進まないと、こういったことのご指摘でございますけれども、これにつきましても非常にご迷惑をおかけしております。迅速な賠償のお支払いというふうな形でお約束をさせていただいている中で非常に処理がおくれているということについては、きっとまた本店のほうにも、東電のほうにも伝えて迅速なお支払いに向けた努力をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、幾つかご指摘がございました。請求書の方法がころころ変わる話あるいはキロ22円という実態に反映されているとはなかなか思えない価格で賠償をさせていただくというその考え方、実態との乖離と申しましょうか、そんな話、それから代表請求していたのだけれども、家族さんのほうに承認とったかという、そういう失礼な対応があったということはこの場をおかりしておわびしたいと思いますし、継続してこういった話は出てくると思いますので、実際被災者の皆様方からこんなお話が出ているということを踏まえまして、これもきっと対処すべく意見を上申したいというふうに思っております。

それにつきまして、12月1日以降の取り扱いの変更、これもご指摘としてしっかり承りましたので、この辺につきましてもルールが決まつたらきっとお知らせをする、東京電力の目線ではなくてやはり被災者の方々に立って、どうやればご理解いただけるか、そんなところを目線に置いて対応してまいりたいというふうに思っております。当然これから具体的な財物の話まだまだ詰め切っていないところもございますから、そんな中で取り入れるなり、財物の話が始まったとしましてもいろんなふぐあいが出てまいる、そういうものについてはその都度対処すると、こんな形で基本にして取り組んでまいりたいと思います。

いろいろ貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。ぜひ伝えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 石崎常務。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） いろいろご不快な思いをおかけして本当に申しわけございません。

私も賠償業務も担当しておりますので、今いただいたご意見、議員からいただいたご意見以外にもう各方面から同じようなご指摘をたくさんいただいています。そこは本社としても十分承知しております、今人をさらにどういうふうに、この賠償業務を担当する者をどうやって育成するかとか、さらに人員をどういうふうにふやしたりいいかとか、そういうことから今検討しております、そもそもそのルールの解釈についても若干、たくさんの人を今張りつけているものですから、実態としては人によってそのルールを少し勘違いをする人も中にはいるという現状もあるということはこちらも認識しております、そういうことも含めてハード面、ソフト面含めてしっかりと改善してまいりの所存でございますので、また努力が足りないところはさらにご指摘をいただきてしっかりと改善していくことをここでお約束させていただきますので、何とぞご理解賜りたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塚野芳美君） ちょっと話の範囲が広かったから、その程度の答弁になるのでしょうかけれども。

ですから、別な意味で、比較的この中通りに住んでいる人が相談室の人に来てもらって処理されたものは、100点ということはないのですけれども、お互いかなり違いますから、でも相当納得している人が多くて、それはさほど不満は出ていないのです。ですから、そういう意味では逆に恵まれているのかなと思うのです。今常務のほうから話ありましたけれども、人数が足りなくて、恐らくその関連会社からも行っているはずなのです。その辺の人がやっぱり余りよく理解していないのですよね、ルールを。では、そうしたときにどこに相談、相談室に行ってだめなものをどこに行って相談すればいいのということも聞いておきたいのです。まさか私がそ

ういう相談受けたからといって常務に直接電話するわけにもいかないので、相談室でそうやって間違って、もしくは間違っていなくても躊躇された場合にどこに相談すればよろしいのですか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎常務。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） まず、各地に補償相談センターというのを設けておりますので、そちらにご相談をいただく、もしくは電話相談ということで、コールセンターというのを設けておりますけれども、今までの例からするとそこにお問い合わせいただいてもなかなか解決できないケースがたくさんあるということも承知しております。その原因というのは、例えば電話だけのお問い合わせですとやはり手元に書類がなくて、お一人お一人の事情がよくその電話を受けた者が理解できないので、きっちりしたお答えができないとか、それからもう一つは各地に置いてある補償相談センターにいる者が直接被災者の方と向き合って例えば請求書と一緒に作成した者が、これは審査方といいまして、実は都内のはうに運営センターという審査部門があるのですけれども、そこに送られた書類を書類上だけで見ている連中がいるわけですけれども、そういうった者の一人一人の品質、理解度の問題もあるということは承知しております。そういうことも全部ひっくりめでどこにご相談をということでありますけれども、今のスキームの中ではその電話相談とかいうことになるわけですけれども、コールセンターですけれども、実態としてはなかなかそこで進まないということがありますので、大変申しわけありませんけれども、そういう個別のご事情はぜひ直接それぞれの補償センターの者にお話しをいただいて、それを直接私どもの本社のはうでしっかり受けとめて、お一人お一人の事情を考慮した上で判断をさせていただくというふうに今現在はさせていただきたいということでござります。ただ、それだけではもう抜本的な解決にはならないでしょうから、そこは今後早急に抜本的な対策もあわせて、今既に検討はしておりますけれども、まだ結論に至ってはいませんけれども、そういうこともあわせてやってまいりますので、当面は、申しわけありませんけれども、補償相談センターの者に個別のご事情をご相談いただきたいということでございます。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

[「はい、とりあえず」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 3番委員。

○3番（宇佐神幸一君） 済みません。営業損害のことでお聞きしたいのですが、実際的に営業損害といって基本的に、今継続できる事業についてはまずいいのですが、基本的に地域においてコミュニティーが成立することによっての営業ができるこの前の細野大臣が来たときにお話しましたけれども、神社、仏閣については基本的に地域性がなければ成立しない、ということは今営業は実際的にやりたくてもできない。それとあと、なおかつそれにかかわるお寺ですと墓地とか、これは個人ですけれども、基本的には墓地管理もあるから、お寺としてはそういうものもあってくるということになると、実際神社、仏閣についてはどういう形に考えていられますかという話聞きましたら、大臣は「一切そのことに対しては頭入っていない」と。だけれども、実際その事業所としての存在はあったわけですから、これから賠償においてそういう特殊事業所についてのこれからの方針は考えていかれるのかということと、あともう一つはこの継続性、簡単に言うと新しい補償、賠償の中において、その事業所については3年をめどでという話も出ておりますけれども、基本的に先ほど言ったように帰らないと事業所成り立たないということ。実際にほかの地域に仮町が、失礼いたしました。仮町と言わせてください。仮町ができた場合、そこにくるということは実際的にできないのです。ああいうのは地域性のものもあるし。だから、そういう面を考えていくとき、これからを、その事業所、特殊事業所になるかと思うのですが、そうした人たちの対応の仕方、またこれからどうやって補償をとっていく方法ができるのか。一切そういうもので今まで、普通一般の事業所とともに個人の補償は進んでいましたけれども、そういうのが全然出てきていないということで、中間指針も出ましたので、そのところを聞いたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 石崎常務執行役員。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） まず、事業の形態によって大変賠償がおくれてご迷惑をおかけし

ていることは、まずはおわび申し上げます。

実態として、すべからく同時進行的に賠償業務を進めるのが理想だとは思いますけれども、実態的に今現状はできるだけ個人の方をまず優先をしてきたという事情もございます。あと今宇佐神議員からご指摘のありました神社、仏閣のケースも、これも正直申し上げましてちょっとその対応がおくれております。これは、本当に申しわけありませんけれども、いろんなご商売の形態がありまして、私どもも勉強しつつ対応しているというところもありまして、これはちょっと本当言いわけになってしまいますが、多少その賠償にスピード感が相違が出てきてしまっているというのが実態でございます。ただ、今神社、仏閣につきましては、特に浜通りの地域のお寺の方々の代表的な存在をとっていただいている方と今具体的にお話を進めているところでございまして、それで全部それがご満足いただけるとはもちろん思いませんけれども、まずは代表していただいている方と今協議を進めているところでございます。そんな実態でございまして、おくれていることを本当に申しわけなく思いますけれども、これからも総力挙げて対応させていただきますので、またいろいろわからない点がこちらもありますので、いろいろご指導いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 3番委員。

○3番（宇佐神幸一君） 今の説明にもありました。ある程度は理解できるのですが、こういう状況ですので。

ただ、財物のほうについてなのですが、財物はある程度古いものに対しては評価が下がってくるのは当たり前だと思うのですが、はっきり言いますと神社、仏閣、または文化財についても逆に古くほど価値が上がる。基本的に文化財指定されているものに対してはだんだん補償対象の方向性が今見えているとは聞いております。ただ、文化財になっていないもの、簡単に言えば地域性によってそれを高価として認めている神社、仏閣等の建物につきましては、基本的に文化財として価値があるものであるだけで、ただただ書面上指定がされていないという形になってくると同等だと考えるのです。そうすると、やっぱり一般住宅の考え方と逆になる可能性が十分あり得ると。そういう面についてはやっぱり深く検討していただきまして、ま

た専門の機関にももちろんご相談、また協議していただきまして、実際的に選定をするというのが現実だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎常務執行役員。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今ご指摘いたいたるように、例えば神社、仏閣のそのつくり方一つとっても大変貴重な日本の文化が詰まった中身だということを今回私どももいろんな方にお伺いして、そういうことを知りつつ今検討しているところでございます。例えばご提案いただいている中に、ちょっと1つ具体例を挙げますと例えばお寺のつくりもいろんな自然部材をお使いになっているということで、つくり方も非常に特殊だということで、京都にそういう専門の業者の方が、しっかり鑑定できる方がいらっしゃるというお話を教えていただきまして、そういう方ともこれから協議をするというような話を進めていることもございます。というわけで、ちょっと私どもも一つ一つ勉強しながらやっているということでございますので、できましたらまた逆にいろいろご指導いただきながら賠償業務をしっかりとスピードを上げてやってまいりたいと思いますので、その辺のご協力もぜひよろしくお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

〔「最後でです」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 3番委員。

○3番（宇佐神幸一君） 今のご質問をもちろんやっていたとするところで理解していきたいと思いますが、ただ一応特殊な事業、または特殊な事業所というものが神社、仏閣以外にもございますので、それを深くご理解をいただきながら賠償のほうを進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

2番委員。

○2番（遠藤一善君） 先ほどの10番さんの関連、最後の質問の関連なのですけれども、最終的には東京のコールセンターに電話をしてもだめだったらば直接顔を合わせてできる、郡山なら郡山、いわきならいわき、福島なら福島というふうに自分

のところの近くの相談室に行って相談をしてくれということでおよかたのでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎常務。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） はい、基本的にはそういう形でお願いしたいと思います。

ただ、それぞれ皆さん方の個別の事情がいろいろございますので、それはケース・バイ・ケースかとは思いますけれども、まずそういうところにご相談いただければ、場合によってはしっかり私のほうに直接相談が来ますし、それから本社のほうのそういうことをいろんなケースを考える部署もありますので、そこに個別具体的に話が早く来ますので、そういうことでなるだけ早くこちらも賠償がさせていただけるということにつながるかと思っておりますので、そういう方針でぜひお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） そうすると、僕ちょっと福島の相談室は行っていて、結構ちゃんと前はしていたのですけれども、今いわきにいるので、きのうコールセンターに電話して、女の子が投げて、上席にかわりますとかと言って上席にかわったのですけれども、その上席という人はどの程度の人なのですか。その人でらちが明かないというか、いや、はっきり言ってしまえば何にも知らなかつたみたいなのですけれども、どの程度の人を上席という名前を使ってそこに配置しているのですか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎常務執行役員。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） これは会社の組織上のことになりますので、上席といつてもいろんなケースがあるかと思いますけれども、コールセンターにおいては通常は我々の組織上でGMと言っています。マネージャー級です。課長級というふうに呼んでもいいかと思いますけれども。ただ、それも遠藤議員が実際に電話されてご不快な思いをされたということは本当に申しわけないですけれども、実態として一人一人レベルがなかなかやっぱり均一化されていないという実態もありまして、そこが本当にもうこれはおわびするしかないのですけれども、そういうことでまたご不快な

思いをおかけするよりは、本当に個別具体的なお話をあれば直接もう一度補償相談センターのほうにお話をいただきて、その書類を見ながら直接相談センターから私ども本社のほうに話が来るほうが話としてはスムーズかと思います。ただ、これも本当にケース・バイ・ケースですので、一般的にはコールセンターという一般的なお問い合わせを受けるそういう組織をつくっておりますけれども、実態としては、広くあまねく一般的なご質問にはお答えできるケースが多いのですけれども、個別具体的な話になりますとどうしてもコールセンターでは対応し切れない実情もありますので、そういうことをご考慮いただきて対応していただければありがたいと思いますので、これはお願いでございます。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） 今の件についてはわかりました。

昔は、昔なんて言つてはいけないな。もう1年も前だと昔になつてしまふのですけれども、僕の中では。以前は、出先で聞くとわけがわからなくてコールセンターに聞いたほうがしっかりしていたのですけれども、今は逆転しているということです。出先のほうがしっかりしていて、コールセンターのほうがろくでもないのがいるということです。その人もはっきり言つていましたから。「私は、東電の職員ではありません」といつて言つていましたから。当然そんなのわかっていて聞いたので。東電の職員ではなくて、どうせ出向で来ているのでしょうかといつて言つたら、「はい、そうです」って言つていたのですけれども。仮にも出向であろうが何であろうが、電話で上席にかわりますって出た人間が「はい、そうです」は僕はないと思うのです。やはり東京電力の社員としてきちんと対応していただきたいということがあります。言いわけを聞くために電話しているのではなくて、自分のところに……自分のところのことではかの人たちのことを聞いているので、確かに厄介なこと聞くのですけれども、でも先ほど10番さんが言ったように厄介なことのときは、質問を僕らがするとわかっている人が厄介な質問するところはつくる気はないですか。早急に。

○委員長（渡辺英博君） 石崎常務執行役員。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長

（石崎芳行君） 本当にご不快な思いをおかけして申しわけありません。

本来は、いろいろ問い合わせにすべからくお答えできる、そういうコンセプトのもとにコールセンターというのをつくりました。ただ、それが理想どおりに回っていないという実態も、これもまた事実でございまして、それについてどうしたらいいか今本社内で検討しているところでございます。ただ、まだその抜本的な解決策策定には至っておらない、いっていないうのも事実でございますが、問題点は十分重く受けとめていまして、これもできる限り早く改善したいと思っておりますので、何とぞご理解賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） いいですか。

〔「いや、済みません」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） ぜひお願ひします。決して自分のところのことを言っているわけではなくて、全体的なところにかかわることを言うのですけれども、理解してくれないので。文句を言っているとしか受けとめないので、だんだん、だんだん言いわけだけになってくるので、こっちもだんだん、だんだん腹が立ってきてしまうのです。わかっている、わかっていて言っているのだと。結局は賠償の審査の人しかわからないと言うわけです。だから、そういう根本的なところにかかわるところのものはきちっと、どこか電話を回してもらってでもいいから……その場で答えてくれって言っているわけではないのです。これどうすればいいかといったときに、こういう、こういう、こういうことをしてくださいとかこういうところに相談してくださいと言わわれればそれでいいのです。複雑なことがもう今起きてきているのです。そちら側は一括で今までやったもので済ませようと思って、済む人もいるのですけれども、済まない人もいるので、だからそのところをぜひ相談する……役場に来ればいるというのだったら役場でもいいのですけれども、ぜひお願ひしたいということで、これは回答は要りません。

○委員長（渡辺英博君） 7番委員。

○7番（黒沢英男君） 今の関連で、私も非常に疑問に思っているのですが、私も実は相談センター、郡山の補償センターのほうに相談に行きました、初めて。最初

本店のこの補償運営センターのほうといろいろやっていまして、らちが明かない、ということは郡山の相談センターのほうへ行けばらちが明くのかなということで電話したら、以前はそういう形で補償しましたというような件なのですが、事実私は結構高額なもの、商品だったもので、それを購入してしまったのですよね。なぜかというと、そういう形で以前補償されたと。こういうことで、一番最初本店のほうのこの運営センターのほうと交渉しまして、第10グループですか、何グループまであるのだとわかりませんが、10グループのグループ長まで話は行っているのですが、それがらちが明かないから、郡山のセンターのほうに行って、私直接行って相談しましたら、それは非常にグレーゾーンで、以前はそういう形はあったかもわからないと、だけれども今はそういうものは認められないと。事実、私名前まで挙げました。この方に何でそういうものを補償して、私がこの賠償を求めたらおろさないですかと、こんな不平等な話はないのではないかという。「いや、最近非常に厳しくなった」と。厳しくなったとかならないとか、それははっきりと、以前は、何カ月前まではみそも何も一緒に補償していたけれども、最近は厳しくなった、特に6月から厳しくなったということ、言っていましたけれども、いまだその交渉は続いておりますが、最終的には、ではなぜ……私は、最終的に出るときにはなぜこの人に対して、私が同じ製品をこの賠償するからということで出してなぜ補償されないのですかというのが最後までやるつもりなのですが、これは、こんな不平等な話は私も起こらないと思っていたのですよね。起こったから、私もこれは大変だなと思いながら、これは時間かけても、もう何カ月間かけてもやるつもりなのですが、そういうことのないように本来であればそういうことが改正になったという時点ではっきりと言つていただければいいのですよね。ある程度私お話し……具体的に話ししてしまうとこれは非常に差しさわりが出るから、お話しできませんが、これは郡山のほうでわかっています。駅前のあそこのセンターのほうですね。それから、補償運営センターの第10グループのほうで私のこのいきさつというのはわかっています。私は、名前まで挙げていましたから。

それと、その……

〔何事か言う人あり〕

○7番（黒沢英男君） ええ、答え後ほどもらいます。

もう一つは、一時帰宅の、個人の一時帰宅の例の交通費等の請求。今まで公益の一時帰宅も個人の一時帰宅も、5月までですと一緒くたに払っていたのですよね。それが5月……3、4、5。2月までは一緒くたに払っていたのです。3月分の請求、私の知り合いから、これ公益の一時帰宅分は出ませんよと、これは企業のほうから請求してもらってくださいと。ということは、会社のほうはもう5月分は請求終わっているのですよね。ということは、6月分からもう請求出ないのですよ、もう。一切追加請求は認めないというふうに書いてありますから。それもひとつどういうふうな、個人の一時帰宅と、一時帰宅の交通費と公益の一時帰宅の交通費がなぜ今まで一緒で2月分からは出ないのかということ、その2点お伺いしておきます。

○委員長（渡辺英博君） 時間も余り、あと30分程度を予定していますので、質問者も回答者も簡単明瞭に要点だけお願ひします。

石崎常務。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今黒沢議員からご指摘の2点につきまして、個別のご事情をよくこちらもしっかりと把握をした上で別途回答させていただくことをお許しいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

〔「はい、いいです」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「さっきのもう一点の」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 答弁漏れが。

〔「後段の」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） ありましたね。

〔「後段の企業帰宅の。一時帰宅と交通費のを」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 石崎常務。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長  
(石崎芳行君) その点も含めまして別途ご回答させていただきたいと思います。  
よろしくお願いします。

○委員長(渡辺英博君) 1番委員。

○1番(早川恒久君) この減価償却の賠償についてお伺いします。

このイメージ図を見ますと、これで100万円の価値が事故当時あって、営業損害として23年3月から24年5月に賠償金30万円ということで、最終的に財物賠償はこれを見ると100%の中の30万円は差引かれて最終的にお支払いされるのかと。ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、この区域の見直しによって、富岡町は全損でないと受け入れしないということですが、区域の見直しによってまずその一括払いというのが変わってくるのですけれども、例えばその時期までに解除されなかった場合の今度追加分というのが出てくると思うのですが、これは解除がおくれたもう次の日からその次の請求ができるのか、もしくはその何年後かに請求をすることができるのかをお伺いしたいと思います。

○委員長(渡辺英博君) 塚田所長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長  
(塚田隆雄君) ご質問の件でございますが、まず1点目、このイメージ図でわかりづらかった点があるかと思いますけれども、結論的に申し上げますと事故時点での価値は出すそのスキームが違いますけれども、お支払い、賠償させていただくものは全てお支払いをさせていただくと、こういうことでご理解をいただければというふうに思っております。

[「わかんない」と言う人あり]

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長  
(塚田隆雄君) 申しわけありません。

ですから、これは仮置きという形で想定をしてございますが、事故時点で100万円あったものについてスキームが変わる、例えば営業損害の賠償で払おうが、財物賠償で払うという方法で今度変わりますけれども、これまでの既払い分とこれから

の見直し分で払うものを合算をしていただくと事故時点での残存価格を、100万円を賠償させていただくと、こういった形になろうかと思いますので、ご理解をいただければと、こういうことで、やり方が変わったから、賠償を受けるべき額が減額されるということではないということをご理解いただければと思います。

それから、2点目の区域見直しの件でございますけれども、これについては今いつの時点でということはなかなか難しいことかと思いますけれども、いずれにしても何年、区域が見直しをされてから相当の期間を置いてお支払いするということは迅速な賠償にならないというふうに思っておりますので、区域の見直しを踏まえて可及的速やかにその辺の対応をご案内をさせていただくと、こういうことで考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 1番委員。

○1番（早川恒久君） 今の減価償却費についてちょっと理解しにくいのですけれども、私が言っているのは100万円、3月11日時点での100万円の価値がありましたと、営業損害の中に30万円その減価償却費、5月までは減価償却費も含まれていたわけですよ。これは、この100万円の中の30万円で払ったことになるということですね、今。100万円のうち、例えばもう全損になった場合は最終的に70万円しか支払いができないのかということをお伺いしたのです。

〔「そう書いてある」と言う人あり〕

○1番（早川恒久君） はい。そういうことですね。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

○1番（早川恒久君） これが、ほとんどの方が理解していないと思うのですけれども、営業損害というのはあくまで財物の賠償ではないのですよ。営業損害として請求しているわけであって、それに減価償却費が入っていた、入っていないかは別としても、営業損害として考えているのです。ですから、これを、財物の賠償をこの中に含めるというのはいかがなものかと思います。営業損害として請求しているわけですよ。こういうことを今までうたって記載されていたことがありますか。ないと思うのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） お願いします。

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長  
(塚田隆雄君) 今のご質問の件でありますけれども、まず全損扱いになった場合にどの額が補償されるのかということにつきましては、70万円を全損扱いになったときには補償させていただくと、こういう考えが今の原則でございます。これまでそういう物の考え方方がはっきり示されていなかったということにつきまして、それも含めて別建てで、営業損害は営業損害、財物賠償は財物賠償ということで別建てでというお話かと思いますけれども、それについてはその営業損害という仕組みの中でできるだけ処理をさせていただきたいという……

[「質問と答えが違う」と言う人あり]

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長  
(塚田隆雄君) 申しわけございません。

[「この30万って賠償金、ここの100万のうちの  
30万の賠償と営業損害としてプラスアルファ  
払ってるわけでしょ」と言う人あり]

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長  
(塚田隆雄君) はい。

[「営業損害は営業損害として」と言う人あり]

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長  
(塚田隆雄君) はい。

[「それで、その事故時の30万円というこのトラ  
クターの事例は30万円分をここの中で払って  
るわけでしょ」と言う人あり]

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長  
(塚田隆雄君) はい。

[「その辺の営業損害と別の部分でこれを払って  
るということをしないと」と言う人あり]

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長  
(塚田隆雄君) そうですね。ですから、その営業損害は営業損害でお支払いをさ

せていただいて、それとは別にこの30万円はお支払いをさせていただいているという、こういうことあります。

〔「いや、ちょっと」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 1番委員。

○1番（早川恒久君） そんなことどこにも書いていないですね。あくまで今まで3ヶ月とかずつ請求していたものは営業損害なわけです。財物のそういう減価償却は出でていません。ただ、その経費の中に減価償却費は入っていましたけれども、あくまでそれは営業損害として請求していただいていたわけです。ですから、この30万円というのは、私から言わせてもらうとこれ営業損害なのです。ですから、30万円プラス100万円ではないといけないと思うのです。そういうことでよろしいのですか。

〔「違います」と言う人あり〕

○1番（早川恒久君） 違いますよね。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター部長（中村 剛君） 中村でございます。

ただいまのご質問につきましては、営業損害の中に財物賠償が含まれているというところでございますが、これまで財物賠償につきましては本年の7月までお示しをできなかったという範囲の中で、営業の中で当然に減価償却分が発生しているということで加えてお支払いをさせていただいたところでございますが、今回ようやく財物についての方針を示させていただいたところでございますので、ここをもつて切り離しをさせていただいて、財物の中で賠償させていただきたいという形で区分けをさせていただいている次第でございます。

○委員長（渡辺英博君） 1番委員。

○1番（早川恒久君） それであれば、最初から営業損害の請求で減価償却については最初からその減価償却分の財物としての賠償ですということを言っておかないと、これ皆さん100万円は別にもらえると思っている方多いです、はっきり言って。こういうふうに正式に出てきたのは私初めて見ましたし、どこでも見ていないので

す。この6月から急に減価償却費がなくなるなんてもう突然のことありますのでこういうことをやはり最初の基準でちゃんとしっかりとしていかないと、それぞれ、特に企業はこの賠償金をもとに先々のことを計画しているわけです。ある程度計算しているわけです。こういうことが出てくると、結局30万円に対してはもう減額されたような形になってしまふのです。そういうことをちゃんと、しっかりと明確に全住民にこれを知らしめないとだめだと思います。

〔「納得いかないよ」と言う人あり〕

○1番（早川恒久君） 納得ちょっとといかないですよね。これあくまで営業損害としか見ていないので、これはやはり30万円は営業損害として見ていただかないとちょっと納得できません。

それから、先ほどの解除の期間によって賠償金が変わるということで、おくれた場合は追加分お支払いになるということですけれども、これもそれぞれ皆さん計画をしているわけですよね。新しいところに家を建てるには何千万円も必要なわけです。それで、この解除がおくれた場合の次の日に出るのか、それが2年後に出るのかによって全然違うわけです。それを最初から明確にしないのにこの基準を出すということ自体がおかしいと思うのです。それに関してはどうお考えですか。

○委員長（渡辺英博君） どなたがお答えになりますか。

石崎常務。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 特に財物の考え方につきましては、ずっとその考え方をお示しするのがおくれていて、それに基づいて大変なご迷惑をおかけしていることは本当に申しわけないと思います。

一応この財物の考え方も国の財物のその考え方に基づいて当社でまた単独にお示したものでございますので、これから実際に財物の賠償が始まる中でまたいろんなケースが出てくることも考えられますので、その個別のご事情を伺いながらまた対応させていただきたいと思います。きょうのところはそういうちょっと漠然としたお答えで申しわけありませんけれども、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

〔「区域、区域」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 区域の件について答弁漏れ。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 区域の解除につきましても、これは国の解除によるわけですけれども、それについて今浜通りの中でもいろいろなお考えがあるということもちょっと漏れ伺っておりますけれども、私どもはそこから先のことはまた個別の事情、それぞれの自治体のご事情等も考慮しなければいけない立場だと思っておりますので、きょうのところはちょっとはつきりとしたお答えが、申しわけありませんけれども、できませんので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） 済みません、今の関連で出てきたので。

その財物の賠償の考え方なのですけれども、事故時期の価値ということで出ているのですけれども、先ほども実はあったのですけれども、その減価が、減価償却のところに入っていないものはどうするのだということで明快な回答はなかったのですけれども、例えばこれトラクター今出ているので、あれなのですけれども、皆さんも1回や2回は富岡とか浜通りに住んだことがあると、ない人もいるのかもしれないけれども、住んだことあると思うのですけれども、うちのところは結構すぐさびるのです、ほっておくと。何でも。自転車だってそうですよね。すぐさびてしまいますよね。びっくりするぐらいさびるのです。トラクターを1年間、2年間、3年間ほっぽつておいて減価償却だなんてふざけた話とか事故前の価値なんていう話はなくて、さびでぼろぼろになって中とかいろんなところがおかしくなっているものをそのまんま使えと言ったって、機械ですよ、東京電力でテレビのやつ出ていましたけれども、塩水入れる、海水入れるのにあれほどお金がもったいないといって言っていたような会社だから、わかると思うのですけれども、そういうふうに、あと物は腐るのです。生ものではなくたって。木だって腐るし、紙類のものだって腐っていくのです、現実的には。紙とか木は劣化というふうになりますけれども。それをそのときの価値がどうのこうのというよりも、そのものを、建物も同じですけれども、そのものをきちんと使える状態にする分の……これ全部の、きちんと全部

メンテナンスして直す分の補修費というのは、これ当然別に出るというという考えですよね。新しいものを買わないということはそういうことですよね、使う場合には。そのところの考え方をはつきりちょっと教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 石崎常務。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 実際使えずに直しが必要だというケースも当然出てくると思いますし、それもやはりいろいろなご事情が出てくると思いますので、そのご事情に沿った賠償をさせていただくことになると思いますので、個別具体的なお話についてはちょっと今はつきりとお答えできませんけれども、今お答えできるのは個別のご事情をよく伺った上でしっかりとした対応をさせていただくというのが基本方針でございます。ご理解よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） 個別、個別と言うのですけれども、実は建物も同じです。同じ財物です。雨漏りしたやつを全損扱いだから、それで終わりですというのか、雨漏りしている、雨漏りしたものでも使いますという人はそれ全部直さなければいけないです。雨漏りして壊れたのは価値関係ないですから。減価償却関係ないですから。壊したものはもとに戻すのが当たり前ですから。同じことです。だから、建物もそうですし、こういう財物、何でもそうですけれども、個別なものではなくて、こういうものを持っている人はみんな同じことです。ほったらかしにしておいたら使えなくなるのです。そんなのわかり切ったことです。それをどうする方向でいくのかということは、個別対応ではないので、そこはきちっと決めてもらわないと困ります。早急に。

○委員長（渡辺英博君） 石崎常務。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 個別具体的に対応することは、これはどうしても必要だと思っておりますけれども、今議員がご指摘のもともといろんな財物が持っていた価値を賠償するという基本は、これはもう既にしっかりと決まっている基本方針でございますので、それに沿ってさらにそれぞれの個別のご事情がある場合はそれについてご

相談させていただきながら対応させていただくということが基本と考えております。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） まだあるようでございますが、次にその他のことで全般的に……

[「さっきのことで、そしたら」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 10番。

○10番（塚野芳美君） 常務、先ほど今の時点ではそれ以上の踏み込んだ答弁はできないということなのですけれども、あえて念を押しますけれども、どう考えたって今までに、今回我々、さっきの早川議員と同じですけれども、この過去1年ちょっとの間の営業損害に対して減価償却分を含んでいるなんていうのは初めて聞いた話で、あくまでも東電さんそのものがつくった請求書見たって営業損害としかうたっていませんよね。どこかに一文字でも二文字でも入っていますか、減価償却分を含んで計算されているなんていうことが。ですから、これはおかしいです。

それで、なおかつその辺がやはりいろんな事情あるとしても、早く方針を示してもらわないと次の計画に踏み出せない。踏み出さないまでにも計画さえ立てにくいのです、非常に。ですから、その辺やはりはっきりとしたものを、こうやってある日突然ぽんと後出しじゃんけんみたいに今まで払った損害に含んでいましたなんてことやらないで、もっとそういう基本的なものはしっかりと示してもらわないといけないと思うのですよね。最初私1回目の質問で、とりあえず考える部分があったので、抑えておきましたけれども、例えば先ほどのキロ22円だってあなたが言ったのはただ単に「現実と乖離していますよね」と、だから何なのだと言いたいのです。それをどう思うのですか、どう改善するのですか、しないのですかと。乖離しているから、こちらは聞いているのです。それが「22円というのは乖離していますね」って、何か人ごとみたいなこと言っている。そういう体質がですから相談室にもあるのです。その辺いかがですか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎常務。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長

（石崎芳行君） 今塚野議員からもご指摘いただいたて、ほかの議員の方々からもご指摘いただいた点、すべからくいろいろなご不満をしっかり受けとめてこれから個別具体的に改善をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

〔「いや、もう進まないから、しようがないね」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） はい。

○7番（黒沢英男君） 新しい賠償基準についての13ページ、13ページ……  
〔何事か言う人あり〕

○7番（黒沢英男君） いや、ちょっとこの出し方を……  
〔「新しい賠償基準はここじゃねえよ」と言う人あり〕

○7番（黒沢英男君） いやいや、前に渡されているのですが、減価償却費に関して、非常に難しい問題なので、これはちょっと聞いておかないと誰も出せないですよね。この郡山の賠償センター行ったときも、これはこちらの七中前の賠償センターのほうに行ってくださいというふうな回答で、出す人がいないですよね。建物償却資産の賠償額というこのあれなのですが、要するに時価相当額イコール賠償対象の償却資産の賠償価格掛ける償却資産係数なのですが、この係数は何を見て出すのか。

それと、賠償額が時価相当額掛ける減少率と24ページになっているのですが、この出し方が非常にわからないのですよね。要するに会社の決算書を見てもこういうことは書いていないのです。資産係数なんていうのは。資産係数をどういうふうに見たらいいのか。誰かわかる人いれば、この資産係数と減少率の出し方。

この2点だけ答えていただければ。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（塚田隆雄君） 今のご質問の13ページというのは、新しい賠償基準について、こ

の資料かと思いますけれども、これにつきまして償却資産係数というのは当然これ一般的に周知されているものではなくて、財物賠償を進める上で私どもで国の方と相談をして出したものでございますので、これはきっとこういった考え方でやっています、こういうケースについてはこの担当を適用いただきたいというふうなところ、別紙でもついておりますけれども、その辺のご説明はきっとさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（渡辺英博君） 7番委員、済みません。例えば今の基準の質問ですが、これその他の件でできますので、それあと……

〔「いや、済みません、ちょっとまだ質問が返つてこない、答弁が返ってこないですから」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 4番委員。

○4番（渡辺光夫君） 3点ほど。

今まで答え、回答を聞いていますのですけれども、国の考え方、そして東電の考え方いろいろあると思いますが、あと町当局の考え方も一緒に入れていただいて対応していただければと思います。

あともう一点、町の税、町税というのがあります。その中において、建物に対して税金等かかっております。その町の税務対応の形のもので賠償、補償等を考えていただきたいというふうに思います。

〔「何。何ねぼけたこと言ってんだよ」と言う人あり〕

○4番（渡辺光夫君） あともう一点は、津波でたまたま流されて登記上滅失され、その後建物等の賠償、補償等で東電さんから来ている……

○委員長（渡辺英博君） その他で。その他で時間とりますから。

○4番（渡辺光夫君） はい。では、わかりました。

○委員長（渡辺英博君） 一部その他に入っていますけれども、一応質疑を終了いたしまして、次、（3）、その他の件を議題といたしたいと思います。

委員の皆さんから東京電力（株）に対してお聞きしたいことを発言していただき

たいと思いますが、1時から全員協議会も入っておりますし、あの積み残し分につきましては次回の特別委員会でもこういった機会を十分に設けますので、その辺を含みおいて発言をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、7番委員から。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） はい。

○4番（渡辺光夫君） 重複しますが、国の考え方、そして東電の考え方がありますが、町の考え方を入れていただいて賠償、補償等も捉えていただければというふうに思います。

もう一点は、現在町の税務関係で建物等は税金払っております。そういう町の税務関係のもので賠償、補償等を、建物の賠償、補償等も考えていただきたいというふうに思います。

また、もう一点は……

〔「課税対象だろ、課税対象」と言う人あり〕

○4番（渡辺光夫君） 課税対象でね。

〔「はっきり課税対象って正確な言葉で言ったほうがいい」と言う人あり〕

○4番（渡辺光夫君） あともう一点は、法務局のほうからたまたま毛薺の、毛薺地区、仏浜地区、釜田地区、小浜地区において津波で流されたということで抹消、登記上抹消されて今回の建物の補償に関して出てきていないという方がおります。そういう中において、3月11日の現時点でのその建物の登記上、そうしたことでもっていただければというふうに思います。

○委員長（渡辺英博君） どなたですか。

はい。

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（塙田隆雄君） 今何点かお話をありました。

基準づくりの中に町の考えを入れてほしいというふうなところでございますが、これ繰り返しのご回答になりますけれども、そういう個別の事情を見させていた

だいて、個別具体に相談をさせていただきたいということでございます。

それから、税収不足、税のその関係についてもそんな形になろうかなというふうに思っておりますが、最後質問のございました登記、津波等で被害を受けて倒壊をした建物の件でございますけれども、当然建物の関係になりますので、非常にこれから財物の関係で大きなパーセンテージを占めるかと思いますけれども、基本的に津波等でその3月11日の時点では建物が倒壊をしていると、全損しているというものについては賠償の対象から控除させていただきたいというのが原則でございます。一部壊れて、それに対する修理等々の話についてはまたいろんなケースが出てくるかと思いますけれども、それはそれでまた対応させていただきたいと思いますが、3月の11日の時点で建物自体が存在をしていないというものについては除外をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（渡辺英博君） 4番委員。

○4番（渡辺光夫君） 確かに建物等流された方はそういうことだかもしれませんけれども、我々はその次の日の朝8時からもう避難したわけで、実際その建物もどうなっていたかもわからないような状況で避難して、4ヶ月後にたまたまそういうことで一時帰宅ということで帰りましたらば、きれいに片づけられていたのです。そうすると、本来であれば、津波等で流されたにしても、必ずや自分の今までの思い出のものとかいろんなものがあったはずなのです。それがきれいにないのです。そして、たまたま私はそういうことで補償、賠償が来ましたから、東電さんのほうから、それでちょっとおかしいなということで登記所に行きました。法務局に。そして、毛薺地区、仏浜地区、小浜地区、釜田地区10か所を皆さんにお願いして聞いて、登記簿帳をいただいてきました。そういうところ、それが全部がそのようになつていればいいのですけれども、まるっきりないところのが登記があるような状況になつてたりとか、それは航空写真でやりましたなんていうことで回答書もいただいておりますけれども、そういうことも含めてよく考えて捉えてやつていただければというふうに思います。

○委員長（渡辺英博君） 塚田所長。

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長

(塙田隆雄君) 今ご指摘のとおり、全てが登記をされているという状況ではないことも承知はしてございますので、登記がされていないから、すぐさまその対象外だということでは考えてございませんので、いろんなご事情をお聞かせいただきたり、確認をさせていただきながら今のものについては対応させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

〔「はい、よろしくお願ひします。終わります」

と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

7番、さつき……

〔何事か言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 7番委員。

○7番（黒沢英男君） 先ほどのこの建物の償却資産の賠償額ということで、時価相当額ということで、この賠償対象の償却資産の帳簿価格掛ける償却資産係数なのですが、その23ページを見ると、要するに注意書きの一番下に帳簿価格を取得価格で割ることのできる算出に応じた償却資産係数を設定しますということなのですが、どういうふうな。例えばこの先ほどの別紙の図のトラクターの図で簡単に説明できるようなあればできないのか。例えば帳簿価格が3,000万円あったと、取得価格が5,000万円あったと、簡単に言うとですね、だからどういうふうな割合でその係数を出して、それで最後の賠償額、時価相当額掛ける、また減少率というものを掛けなければならないのですよね。だから、簡単にこの算出方法というのはできないものかどうか、この説明できないものかどうか。これは、やはり専門家しか出せないものなのかどうか。我々でも簡単に計算できる方法はないのかどうか、お伺いしたいと。

○委員長（渡辺英博君） 中村GM。

○福島原子力被災者支援対策本部福島原子力補償相談室郡山補償相談センター部長（中村 剛君） 中村でございます。

まず、最初にお断りしておかなければならぬのですが、先ほどお示ししたイメージ図につきましては、大変申しわけございません、イメージ図ということでござ

いますので、商品によっては減価償却の期間等も当然変わってきてまいります。また、ここも帰還困難区域という定義をさせていただいておりますが、ほかの区域になるおそれもありますので、これは、大変申しわけございません、イメージ図という考え方でございます。

それと、減価償却、償却資産の係数についてのご説明ということでございますがこちらにつきましては詳細な取り扱いが決まってまたそういった説明ができるような時分になつたら改めてお示しできるかと思いますので、この場でのご説明についてはご容赦願いたいと思います。申しわけございません。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

3番委員。

○3番（宇佐神幸一君） 前回の委員会のときにもお話しした中で、1点ほど検討しているということであったので、もう一度確認させていただきたいのですが、個人の20キロ圏内にあった車の放置されたやつの処理、あれから一応処理場所とか処理の時期とか、またその方法についてわかりましたら教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 常務。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今3番議員からご指摘のありました点ですけれども、まず前回9月4日のご質問のときに私がお答えをしたところがちょっと私も取り違えていたところがあって、私の回答を一部訂正をさせていただきたいと思います。

前回私は、宇佐神議員のご指摘に対して、当社で賠償をさせていただいた車両については当社にて集積することを考えていると、その場所を今検討しているという趣旨の回答をさせていただきましたけれども、この点について私のちょっと一部勘違いがありました。当社で回収することを予定しておりますのは、今事故の収束に当たっている福島第一の構内に放置された車両がありまして、それが復旧作業に邪魔になっているというケースがあって、そういう車両につきましては当社にて回収をして、その置き場を大熊町さんや双葉町さんとその場所の件で今協議をさせていただいているということでございました。ちょっとそういう趣旨でございましたので、その点につきましては、申しわけありませんけれども、訂正をさせていただき

たいと思います。

それから、改めまして今議員から車の、放置された車の処理、処分どうするのかということでございますけれども、まだ警戒区域が解除されていない地域に放置された、言い方を変えると福島第一の構外に放置された一般の方の放置車両につきましては、これもちろん賠償の対象になるケースありますけれども、その車の処分、処理につきましては、申しわけないのですが、その所有者の方にお願いをしたいということあります。ただ、そういったって入れないではないかということも、これもまたご指摘のとおりでございますけれども、それにつきましてはやはり何らかの新たな対策が必要かと思っておりますけれども、申しわけありませんけれども、基本的には所有者の方でお願いをしたいと。それにかかったいろんな費用につきましては当然賠償させていただくということを今基本的には考えておりますので、そういうことでご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 3番委員。

〔何事か言う人あり〕

○3番（宇佐神幸一君） 済みません、ただ一つだけ教えてください。

前回のときには東電で一応面倒を見るという形で、今回は急遽変わりましたけれども。個人で見てくれと。ただ、個人では1回賠償をもらっていて、基本的に今入れない状況でもあると。実際なったとき、その窓口はどこに行ったらいいですか。町の行政ですか。処分したいとか。はっきり言えば、自分のところにあればいいです、他人のところにあるやつを撤去してくれといった場合、それはどこに行けばいいのですか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎常務。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） その手続にかかる費用につきましては、当社のその賠償の窓口にそれにかかった費用の賠償のご請求いただくということになります。ただ、その車そのものをどうやって動かしたらいいのかということにつきましては、申しわけありませんが、当社にもちょっとその窓口機能はありません。申しわけありません。

どういう所有の車かもちょっと当社ではわかりかねることが多いと思いますので、申しわけありませんが、ご理解賜りたいと思います。

〔「関連1つ。1点だけ」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） 石崎常務、それはおかしいでしょう。東電さんに今回賠償をいただいている車は、ほとんど放射能数値が高くて乗れないとか、そういう部分が多いと思うのです。それ個人個人に処理しろって、どうやって処理するのですか。東京のど真ん中に持つていって置いてきても構わないのですか。ほとんどがそういうケースだと思うのです。放射能が余り強いと。だから、個人ではそんなもの処理できないのです。電力さんのプロパーの人できちっとしてもらわないとどうにもならないと。要は第一原子力の構内も同じでしょう。構内にある車も放射線量が高いから、どこかに1カ所置き場を確保しておくと。20キロ圏内の車もそうなのです。ただ乗れるものを電力さんに買い取ってもらってお金とかえようなんていう人は多分一人もいないと思います。若い子が乗るには余り放射線量が強いとか、こんな放射線量のあるものに乗つていられないから、新しいものと買いかえるとか、全て放射能が原因なのです。それを個人個人に処理しろというのは余り酷な話だと思います。それはぜひ考えていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 石崎常務。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今ご指摘の点はもうおっしゃるとおりであります。今そういう事例があった場合は個別に対応させていただいております。具体的にはそう數多くなくて、今のところは処理できていると思っておりますけれども、いずれにしろいろんなケースありますので、そこはご相談をいただきながら対応をさせていただくということを基本としております。そういうことでご理解賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔何事か言う人あり〕

○2番（遠藤一善君） 济みません。先ほど津波の話が出て、全損とか流されたとか流失したとか、ぐちゃぐちゃ、ぐちゃぐちゃ決まっていないのですけれども、こ

の間のときにも詳細については改めてお知らせということで出ていて、この間もそういう話だったのですけれども、いつなのですか。もう今月中に出るとか、そういうのちょっとはっきりさせていただいて、そこを目標に決めてもらわないと何も先に進まないので、その返答だけお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 石崎常務。

○常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） これも遅くなつて申しわけありません。今財物全体をきちつと細かくお示しできるように全力を挙げて作業をしているところでありますけれども、個別具体的にちょっといつというのは、申しわけありませんけれども、きょうこの場でお答えできませんけれども、とにかく今急いでおりますので、何とぞご理解賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

まだまだ皆さんの質問は尽きないようでございますが、次回の特別委員会やりますので、その中でもこういった機会を設けますので、その辺を含めてその他の件につきましては打ち切りたいと思いますけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ質疑を終了いたします。

〔「委員長、申しわけございません。答弁で一部不正確な回答をしてしまいましたので、訂正させていただいてよろしいでしょうか」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） はい。

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（林 幹夫君） 林です。

宮本議長からご質問いただきました滞留水の水の量でございますが、不正確な回答をしてしまって申しわけございません。手持ちの資料で確認いたしまして、高台のタンク類に蓄えております貯蔵量は21万1,000立米というのが10月9日現在の数値でございます。一方、滞留水として建物にたまっている分は約10万立米でございまして、これは滞留水を3メートル、海拔3メートルの水位で維持している以

上はほとんど変わりがございません。したがいまして、建物に滞留水として10万立米、そして高台のタンク類に21万1,000立米で、1日400でございますので、1週間で大体3,000立米ぐらいずつふえていくという状況でございました。大変失礼しました。

[「メガフロートに入ってんのも一緒か。メガフロートに入ってんのもこれは」と言う人あり]

○福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室副室長（武井澄男君） メガフロートは別でございます。メガフロートには約8,000たまたようござります。失礼しました。

○委員長（渡辺英博君） 議長、今の。

[「いいです」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） これで付議事件1、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故に関する事項についての件を終了いたします。

石崎常務執行役員を初め、説明いただきました東京電力の皆さんにはここで退席いただきます。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休議します。

休 議 (午後 零時06分)

---

再 開 (午後 零時07分)

○委員長（渡辺英博君） 再開いたします。

次、付議事件2、その他についての件を議題といたします。執行部からございませんか。ないです。

[「ありません」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） その他議員の皆さんからはございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） なければ付議事件2、その他についての件を終了いたし

ます。

以上をもちまして本日の原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。  
大変お疲れさまでした。

閉 会 (午後 零時 08分)